

平成 29 年度第 1 回選挙管理委員会会議録

日 時 平成 29 年 6 月 1 日(木)午前 9 時から
 場 所 日進市役所 4 階 第 1 会議室
 出 席 者 星野恵美子委員長、浅井雅治委員、三浦幸年委員、羽入田委員
 事 務 局 須崎書記長、伊藤書記、稲葉書記
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 無
 議 題 1 選挙人名簿定時登録者数（案）及び各種直接請求署名者数（案）の決定
 について
 2 在外選挙人名簿登録者数（案）について
 3 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧申請者の公表について
 4 日進市公職選挙管理規程の一部改正（案）について
 5 その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から平成29年度第1回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	あいさつ
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録者数（案）及び各種直接請求署名者数（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料1により説明いたします。</p> <p>本日の選挙人名簿定時登録における登録要件は、登録基準日及び登録日共に平成29年6月1日であります。</p> <p>住所要件は、平成29年3月1日以前に日進市へ転入の届出がなされ、引き続き3ヶ月以上日進市に住所を有する方です。</p> <p>年齢要件は、平成11年6月2日以前に出生した方が今回の定時登録の対象です。また、平成29年2月1日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。</p> <p>ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性34,956人、女性35,542人、合計70,498人となりました。前回の3月定時登録より合計で303人の増加です。</p> <p>また、これにより投票に必要な署名数が算定されることとなります。</p> <p>日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,410人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録者数の3分の1にあたる23,500人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる11,750人となります。資料</p>

2に投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、ただいまの70,498人について、投票区別の登録状況が示してあります。

なお、今回の定時登録から公職選挙法の一部改正に伴いまして、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧制度を廃止し、個人情報保護に配慮した規定が整備されている閲覧制度に一本化されることとなりましたので、ご報告します。

それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

各委員

名簿確認

委員長

議題1 選挙人名簿定時登録等について、案のとおり決定してよろしいか。

各委員

異議なし

委員長

それでは、議題1 選挙人名簿定時登録及び各種直接請求署名者数の決定について、事務局案のとおり決定します。続きまして、議題2 在外選挙人名簿登録者数（案）について説明をお願いします。

事務局

それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）について、3月定時登録以降の委員長専決処分を行いましたことの報告について説明します。

資料1をご覧ください。在外選挙人名簿の登録資格は、満年齢18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方であります。委員長の専決処分で3月の定時登録以後、資料3のとおり1人登録し、9人抹消しました。これにより、6月2日現在の登録者総数は、男性46人、女性30人の合計76人となり、前回の3月定時登録より合計で8人の減少です。また、資料4に地域別在外選挙人名簿登録者一覧表としまして、ただいまの76人について、地域別の登録状況が示してあります。なお、登録者数の基準日が選挙人名簿と1日ずれているのは、日進市公職選挙管理規程上、在外選挙人名簿の抄本の作成日が、選挙人名簿の登録日の翌日となっているためです。在外選挙人名簿について各委員に確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますと思います。

各委員

名簿確認

委員長

議題2の在外選挙人名簿登録について、事務局からの報告のとおり、確定してよろしいか。

各委員

異議なし

委員長 それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）については、事務局案のとおり承認します。

 続きまして、議題3選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧申請者の公表について説明をお願いします。

事務局 議題3は報告事項でございます。資料5をご覧ください。平成28年度の選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧申請者一覧表の公表についてですが、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに閲覧申請があった者の氏名が資料5のとおりですので報告いたします。平成28年度は6件ありました。内訳といたしましては、世論調査のためのものが3件、学術研究のためのものが1件、政治活動のためのものが2件です。つきましては、この一覧表を公表させていただきます。

委員長 質問及び意見はありますか。

委員 特になし

委員長 続きまして、議題4の日進市公職選挙管理規程の一部改正（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議題4の日進市公職選挙管理規程の一部改正（案）について資料6により説明いたします。

 今回の改正内容は2点です。まず1点目は、公職選挙法を引用する条項の改正です。これは、公職選挙法の改正に伴い、選挙人名簿の登録日に関する規定が追加されたことによるものです。次に2点目ですが、こちらも公職選挙法の改正により、選挙人名簿の縦覧制度が廃止されたことに伴い、在外選挙人名簿の抄本の作成日等に関する規定を改正するものです。

 以上についてご承認いただければ、規程の改正を行いたいと思います。

委員長 以上の説明に対し、質問及び意見はありますか。

委員 特になし

委員長 それでは、議題4の日進市公職選挙管理規程の一部改正について、事務局案のとおり、承認してよろしいか。

各委員 異議なし

委員長 それでは、議題4の日進市公職選挙管理規程の一部改正については、事務局案のとおり承認します。

続きまして議題5のその他について、何か議題はありますか。

事務局

公職選挙法の改正について補足説明をさせていただきます。選挙人名簿の登録日を改正する規定が本日施行されたことにより、選挙人名簿の登録日が、登録月の2日から、原則登録月の1日に変更となりました。合わせて、1日が市役所の休日に当たる場合は直後の休日でない日に繰り下げることができることになりましたが、登録日を変更した場合は、その旨を告示しなければなりませんので、変更する場合は、その都度委員会で決定することになります。なお、今年度は登録月の1日が休日に当たることはありません。以上です。

委員長

以上の説明に対し、質問及び意見はありますか。

委員

特になし

委員長

それでは、第1回選挙管理委員会を終了します。

午前9時10分閉会